

○「交通死亡事故多発警報発令実施要綱」の一部改正に伴う交通死亡事故抑止対策について

(平成29年3月14日付け例規香交企第51号)

交通死亡事故が連続的かつ集中的に発生した場合の緊急対策については、「交通死亡事故多発警報発令実施要綱」に基づき、地方公共団体等関係機関・団体が連携して諸対策を実施しているところであるが、現行の交通死亡事故多発ブロック警報発令基準では、短期間に交通死亡事故が連続発生しているにもかかわらず、月が変わると警報が発令されないなど、交通死亡事故の発生実態に即した、迅速、的確な交通事故抑止対策に齟齬が生じているところである。

このため、香川県交通安全県民会議では「交通死亡事故多発警報発令実施要綱」の一部を見直し、ブロック内の区域において、短期間（15日間）に交通死亡事故が3件以上に達したときを交通死亡事故多発ブロック警報の発令基準とする要綱の改正を行い、平成29年4月1日から施行することとした。

県警察においても、交通死亡事故多発警報等が発令された場合は、下記により交通死亡事故抑止対策を推進することとしたので、関係所属にあつては交通死亡事故の更なる減少に向け、迅速かつ効果的な対応に努められたい。

なお、「「交通死亡事故多発警報発令実施要綱」の施行に伴う交通死亡事故抑止対策について」（平成20年1月28日付け例規香交企第12号）については、本例規の実施をもって廃止する。

## 記

### 第1 要綱の概要

#### 1 制定の目的

県内において交通死亡事故が連続的かつ集中的に発生した場合には、全県又は一定のブロックを指定して、交通死亡事故多発警報を発令し、県民に注意を喚起するとともに、関係機関等が緊密に連携し、総合的かつ集中的な交通死亡事故の抑止対策を推進し、交通死亡事故の発生の抑止を図ることを目的とする。

#### 2 警報の種別

- (1) 交通死亡事故多発全県警報（以下「全県警報」という。）
- (2) 交通死亡事故多発ブロック警報（以下「ブロック警報」という。）

#### 3 警報の発令者

香川県交通安全県民会議会長（以下「会長」という。）である香川県知事

#### 4 警報の発令基準

- (1) 全県警報の発令基準

- ア 県内において、10日間に交通死亡事故が6件以上に達したとき。
  - イ アのほか、会長が特に発令の必要を認めたとき。
- (2) ブロック警報の発令基準
- ア 別表のブロック内の区域において、短期間（15日間）に交通死亡事故が3件以上に達したとき。
  - イ アのほか、会長が特に発令の必要を認めたとき。
- 5 警報の発令及び期間
- (1) 発令
- ア 全県警報は、会長が本部長の意見を聴いて書面により発令する。
  - イ ブロック警報は、会長が書面により発令する。
- (2) 期間
- ア 全県警報は、発令の日から7日間とする。  
ただし、その期間の終期において事故の多発傾向が継続している場合には、その期間を更に7日を限度として延長することができる。
  - イ ブロック警報は、発令の日から5日間とする。  
ただし、その期間の終期において事故の多発傾向が継続している場合には、その期間を更に5日を限度として延長することができる。
- 第2 警報発令時の措置
- 1 連絡
- 交通企画課長は、警報発令の通知を受けたときは、速やかに関係する所属長に連絡するものとする。
- 2 警報発令に伴う関係所属長の行う推進事項
- (1) 関係機関・団体等に対する助言及び情報提供
- ア 地域の実情に応じた交通安全対策を講ずべき責務を有する市町に対し、効果的な抑止対策を推進するための必要な助言を行うこと。
  - イ 関係機関・団体及び地域住民に対し、交通事故実態や交通事故防止のため住民が心掛けるべき具体的留意事項等の情報提供を行うこと。
- (2) 広報活動の推進
- ア 各種広報媒体を効果的に活用した警報発令の広報を迅速に実施すること。
  - イ 署の庁舎、パトカー等に警報発令の懸垂幕、横断幕、看板、マグネットステッカー等を掲出すること。
  - ウ 巡回連絡等の機会を活用した交通事故防止の呼び掛けを行うこと。
- (3) 交通指導取締り等街頭活動の強化
- ア 交通事故が多発している区域の交差点及び交通事故が多発する路線等における街頭監視活動を強化すること。

イ 交通死亡事故の発生状況を踏まえ、事故発生の曜日、時間、路線、区域等に対応した真に交通死亡事故抑止に効果のある指導取締りを強化すること。

### 3 警報発令に伴う対策推進上の留意事項

#### (1) ブロック警報の発令基準変更に伴う適切な措置

ブロック警報の発令基準について、

短期間（概ね1か月間）に交通死亡事故が3件以上から、短期間（15日間）に交通死亡事故が3件以上

に変更となっているので、短期間で効果的な対策が推進できるよう、関係機関・団体との一層の連携に努めること。

#### (2) 警報発令時の迅速な対応

全県警報の発令期間が7日間、ブロック警報の発令期間が5日間といずれも短期間であることから、迅速に抑止対策を実施すること。

#### (3) ブロック警報発令時の署相互間の連携強化

ブロック内の各署は、効果的な抑止対策が実施されるよう相互に連携を図ること。

#### (4) ブロック警報発令時の交通機動隊長の対応

交通機動隊長は、ブロック警報が発令されたときは、当該ブロック警報の発令された区域において、次の抑止活動を実施すること。

ア 交通機動隊員による重点的な取締り活動

イ 署の白バイ乗務員の集中運用による緊急交通指導取締り活動

#### (5) 発生地責任の完遂

警報発令の原因となる交通死亡事故が発生した署にあっては、特に強力な取組みを実施すること。

### 4 報告

(1) 警報の発令に伴い、所属で取り組んだ主要な施策等及び報道取材のあった行事については、交通企画課へ速報するものとする。

(2) 交通死亡事故の抑止対策として実施するキャンペーン等活動のうち、報道発表をするものについては、事前に交通企画課へ報告するものとする。この場合において、報道機関等に資料を提供するときは、当該資料を交通企画課へ送付するものとする。

別表（第1関係）

| ブロック別  | 市 町                                      |
|--------|--|
| 東讃ブロック | さぬき市、東かがわ市、三木町                           |
| 小豆ブロック | 土庄町、小豆島町                                 |
| 高松ブロック | 高松市、直島町                                  |
| 中讃ブロック | 丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、<br>琴平町、多度津町、まんのう町 |
| 西讃ブロック | 観音寺市、三豊市                                 |